

高知県知事認定獣医師認定要領

制定：令和4年3月22日 3畜産第644号

第1 目的

本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第3条の2第1項に基づき公表された、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に規定する知事認定獣医師の認定等について、必要な事項を定める。

第2 認定基準

知事は、以下の要件を全て満たすと判断した獣医師に対して認定を行うものとする。

1 適時性

定期的に農場を巡回する等、家畜防疫員と同等以上に適時に豚熱ワクチン接種を行うことができること。

2 適切性

- (1) 豚熱ワクチン接種に関する講習会への参加や家畜保健衛生所から豚熱ワクチン接種に必要な技術的及び事務的な事項について説明を受けることにより、豚熱ワクチン接種に必要な知識を習得していること。ただし、家畜防疫員として豚熱ワクチン接種を行ったことがある者は、これと同等の知識を有する者とする。
- (2) 家畜保健衛生所と緊密に連携がとれること。

第3 申請等

1 申請方法

認定を受けようとする者は、「知事認定獣医師認定申請書」（別記様式1）に必要事項を記入し、添付書類を添えて知事に提出するものとする。

書類の提出先は豚熱ワクチン接種対象農場を管轄する家畜保健衛生所とする。

なお、接種対象農場が複数あり、管轄する家畜保健衛生所が複数となる場合は、接種対象農場を管轄する各家畜保健衛生所に予め相談の上、提出先を確認するものとする。

2 申請事項の変更

申請内容に変更が生じた場合は、「知事認定獣医師申請事項変更届」（別記様式2）に必要事項を記入し、速やかに知事に提出するものとする。

第4 認定審査

- 1 家畜保健衛生所は、提出された書類に不備がないことを確認の上、畜産振興課へ進達する。

2 畜産振興課は、前記により申請書を受理した場合は、第2の認定基準に基づき申請内容を審査する。

第5 認定証の交付等

- 1 知事は、第4の認定審査において申請者が認定基準を満たしていると認める場合は、知事認定獣医師として認定し、「認定証」(別記様式3)を交付する。
- 2 申請者が認定基準を満たしていないこと等により認定しない場合は、「知事認定獣医師不認定通知書」(別記様式4)により申請者へ通知する。

第6 認定期間、期間終了後の申請等

- 1 認定期間は第5の認定日から、当該年度の年度末までとする。
- 2 認定期間終了後も継続して知事認定獣医師の認定を受けようとする者は、知事が指定する日までに申請書(別記様式1)を家畜保健衛生所に提出するものとする。
- 3 認定期間終了後に継続して認定を受けようとしなない場合は、認定証を家畜保健衛生所を通じて知事へ返却するものとする。

第7 認定の取消

- 1 知事は、知事認定獣医師が第2の各基準を満たさなくなったとき、又は誓約書(別記様式1-1)の事項について不遵守が認められる等、知事認定獣医師に相応しくない事由が発生した場合、認定を取り消すことができる。
- 2 知事が認定を取り消す場合は、「知事認定獣医師認定取消通知書」(別記様式5)により通知する。
- 3 認定を取り消された者は、認定証を家畜保健衛生所を通じて知事へ返却するものとする。

第8 認定の辞退

知事認定獣医師は、認定期間中にその認定を辞退する場合、「知事認定獣医師辞退届」(別記様式6)を知事に提出するものとする。

第9 知事認定獣医師の責務

知事認定獣医師は養豚農場訪問の際、農場内の飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックし、問題点等を確認した場合には、農場主に対してその旨を指摘し、改善点等の助言を行うものとする。

第10 その他

知事認定獣医師は豚熱ワクチン接種を行う場合には、あらかじめ家伝法第50条に基づき、知事による豚熱ワクチンの使用許可を受けること。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。